

暫定憲法下の政治抗争により再延期される制憲議会選挙

みず の まさ み
水野 正己

概 況

2007年のネパールは、民主化運動の成果である包括的和平協定(CPA、2006年11月21日署名)に基づいて暫定憲法を定め、その規定に則して和平方程を着実に推し進めることが最大の政治課題であった。しかしながら、平和構築と経済復興の道程は冒頭から多くの困難に直面した。主要政党は共和制への移行の時期と方法、および制憲議会の選挙制度をめぐる厳しく対立した。また、長年にわたりネパール社会で虐げられてきたタライ(インド国境に沿う平野部)在住の民族集団による抗議行動が急拡大し、バンダ(ゼネスト)や暴動が頻発した。こうした国内情勢の不安定化を背景に、当初6月に予定されていた制憲議会選挙は一旦11月に延期された。しかし、政党間の抗争やタライの自治権要求運動の高揚により、2008年4月に再延期されるという異例の事態となった。

ネパールの穀倉であり製造業においても重要な位置を占めるタライを舞台にした交通ゼネストは、インドとの交易路を遮断し、経済活動は深刻な打撃を受けた。これに国際的な原油価格の高騰が加わり、首都圏では燃料などの消費物資が著しい供給不足に陥った。国内経済の低迷は、青壮年労働者を海外出稼ぎへいっそう駆り立てた。しかし、和平方程の一定の進展により欧米およびアジア諸国からの観光客が急増し、観光産業は蘇生した。

対外関係では、インド、アメリカ、EU 諸国が制憲議会選挙の実施に向けて政府に再三圧力を及ぼしたが功を奏しなかった。タライ住民による抗議行動の拡大は、国内の反政府勢力への影響を懸念したインドのタライ問題に対する関心を増大させた。国連によるネパール共産党毛沢東主義派(CPN-M)の武器および兵力に関する管理作業が開始され、一定の進展をみた。また、長らく膠着状態が続いていたブータン難民問題は、アメリカなど第三国への移住の途が開かれ、2008年から出国手続きが開始されることになった。しかし、受け入れ可能数や資格要件から、難民の規模に比してその効果は限定的なものにとどまるとみられる。

国内政治

暫定憲法の公布と暫定議会の招集

1月15日に暫定憲法が公布され、同日、暫定議会が召集された。暫定議会の330議席は同憲法の規定に従って、2006年4月28日の再開国会の下院議員194、上院議員15の計209（第2次民主化運動弾圧者と国王指名議員の除外規定により実際は1議席減の208）、CPN-M73、政党推薦による市民社会代表48に、それぞれ割り当てられた。この48議席は、ネパール・ kongress党(NC)、ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派(CPN-UML)、CPN-Mに各10、ネパール・kongress民主党(NC-D)に6、ネパール友愛党アナンディデヴィ派(NSP-A)、ネパール人民戦線(PFN)、ネパール労農党(NWPP)、統一左派戦線(ULF)に各3ずつ配分された。党派別の議席数は後掲「参考資料③」のとおりであるが、後にNCとNC-Dの合併により、統一ネパール・kongress党(UNC)が133議席を占

めるに至った。なお、女性議員は合計57人で、全議席の17%にとどまった。

4月1日にコイララ内閣が発足し、7党から22人の閣僚が任命された。このうち、首相、国防相、平和・復興相、財務相、内務相の重要閣僚はNCが占めた。CPN-UMLは6閣僚、CPN-Mは5閣僚をそれぞれ獲得した。武装闘争路線を堅持してきたCPN-Mは、暫定議会および暫定内閣に参加し、対話路線に復帰した。

制憲議会選挙をめぐる政治抗争の展開

暫定議会の最大の任務は制憲議会選挙の実施であった。これに関する政争のひとつは選挙制度であった。暫定憲法(第63条)は、制憲議会選挙の定数と選出方法について、小選挙区205、比例代表全国区204、閣僚会議推薦16の合計425議席と規定している。しかし、CPN-Mや自治権拡大を要求するタライの民族グループは完全比例代表制への変更を求める動きを強化した。また、選挙の実施に関係する技術的諸問題(選挙管理委員会の準備不足、時間的制約、選挙関連の法整備、選挙人名簿の作成、有権者に対する選挙教育、選挙区区画の確定など)が山積みしていた。このため、当初の6月選挙は11月22日に延期された。

もうひとつの争点は、政治体制の選択であった。王制廃止を掲げるCPN-Mは、選挙実施の条件として投票前の暫定議会による共和制宣言を他党に要求した。8月、院外では共和制宣言を含む22項目要求運動を展開し、院内では共和制宣言および制憲議会選挙における完全比例代表制を求めて暫定議会特別会の招集を請求した(同議案は11月の暫定議会で単純多数により可決されたが、在籍議員の3分の2以上の議決でなかったため暫定憲法修正には至らなかった)。さらに、共和制宣言と引き換えに2008年4月まで制憲議会選挙を延期させる戦略を打ち出し、9月に同党の閣僚4人がすべて辞任し(ほかの1人は先に辞任)、8党の連携関係に揺さぶりをかけた。選挙前の共和制宣言に難色を示していたNCとNC-Dは、共和制移行を受け入れる一方、10月に合併しUNCとして旧に復した。これに対して、CPN-M、CPN-UML、ネパール共産党統一センター(CPN-UC)の3党の間で左派統一戦線の結成を模索する動きもみられたが、具体化には至らなかった。

政府は10月、選挙制度の技術的問題や地方政府の機能不全の問題もあり、選挙を再度延期する決定を行った。そして、12月下旬、主要政党間の合意に基づき暫定憲法は修正され、制憲議会の召集に合わせて「連邦民主共和制」宣言を行う旨の規定が設けられた。12月30日CPN-Mは閣内協力の復帰を決定し、5人の議員が閣僚に推薦され、翌日首相による認証を経て元の連立内閣が復活した。

表1 比例代表全国区候補者の属性別割合 (%)

属性	割合 ¹⁾
女性	50
マデシ	女性 15.6 男性 15.6
ダリット	女性 6.5 男性 6.5
ジャナジャティ	女性 18.9 男性 18.9
後進地域住民 ²⁾	女性 2 男性 2
その他 ³⁾	女性 15.1 男性 15.1

(注) 1)ひとつ以上の属性を代表する者が多ければ、合計は100%を超えることがある。2)アチャム、カーリコット、ジャージャルコト、ジウムラ、ドルバ、バジャー、バジュラ、ムグ、フムラの9郡をいう。3)「その他」は、本表に明記されていない属性をいう。

(出所) Election to Members of the Constituent Assembly Act 2064(2007), Sub-section(3) of Section 7より筆者作成。

結局、選挙制度については小選挙区240、比例代表全国区335、閣僚会議推薦26の計601議席で妥協が成立した。制憲議会議員選挙法(2007)によれば、制憲選挙に登録した政党は、「女性、マデシ(タライのインド系住民)、ダリット(低カースト)、ジャナジャティ(少数民族)、後進地域住民(極西部および中西部の山岳地の9郡)、その他」の属性区分ごとにあらかじめ規定された割合に従って比例代表全国区総議席数の10%以上の人数の候補者名簿を作成し、定められた日までに選挙管理委員会に提出することとされている(表1)。この議席配分割合によれば、タライで自治権拡大の要求を掲げて抗議行動に訴えているマデシは男女合わせて31.2%にとどまり、全人口の半数を擁するタライの代表性は過少となる。

武力紛争の舞台と化したタライ

亜熱帯気候のタライはネパールの穀倉である。この地域には、タールなどの先住民のほか、インド方面から数世紀前に移り住み定着したマデシ、山岳地帯からの移住民(パデシ)、さらに低カースト、少数民族、債務奴隷など、多様な人々で構成される社会が形成されてきた。タライを舞台にしたマデシの抗議運動の中心

を担ってきた組織は、次のとおりである。

主要政党のなかでは CPN-M が2000年にマデシ解放戦線(MRMM)を設立し、マデシの要求を積極的にくみ上げてきた。また、CPN-Mの青年組織である青年共産主義者連盟(YCL)が、実力行使を含む闘争をタライでも展開している。YCLはいまや CPN-Mの実力行使部隊の役割を担っており、次に述べるマデシ人権フォーラム(MJF)としばしば衝突事件を起こしている。

2007年のタライの紛争で最も主導的な役割を果たしてきたのは、1997年設立の MJF である。MJF は、マデシに対する差別撤廃と連邦共和制を求め、暫定憲法の公布時から完全比例代表制選挙および自治権を要求して大衆抗議行動を展開してきた。MJF と CPN-M/YCL との衝突事件を契機に、政府は MJF を交渉のテーブルに着かせ、8月に一定の合意をみた。その後、MJF は政党組織に転換した。

これらに対して、武装闘争を掲げているのはタライ人民解放戦線(JTMM)である。2004年に CPN-M から分離独立して組織された JTMM は、その後、ゴイト派、ジャワラ・シン派、ビスフォト・シン派に分裂している。JTMM は、タライの自治権を要求して各地でバンダを繰り返してきた。また、公務員、CPN-M 活動家、パデシを標的にした拉致事件を多数起こしている。特に、全面的に比例代表制によらない制憲議会選挙の実施に反対し、タライで選挙は実施させない方針を打ち出している。

少数民族のアイデンティティ確立を目指すネパール先住民連合(NEFIN)は、比例代表制選挙、連邦制、自治権をそれぞれ要求して政府と円卓会議を重ねてきた。その結果、制憲議会選挙の比例代表全国区の議席から、59の少数民族グループの代表に各1議席を配分することで政府と合意している。また、ダリット闘争合同委員会(JDSC)は、人口数に比例した制憲議会の議席や政府職員の定員の20%を割り当てる要求を掲げ、対政府交渉に臨んでいる。

和平方程の進捗状況

CPA の最重要項目のひとつは、国連による CPN-M および国軍(NA)が保有する武器の登録および管理であった。このため、国連安全保障理事会は1740(2007)決議を採択し、1月下旬から12カ月間マーチン国連事務局長政治顧問を団長とする国連ネパールミッション(UNMIN)を派遣した。後に、同ミッションの派遣期間は2008年7月まで6カ月延長されている。CPN-Mの武力は兵站基地に登録保管され、また人民解放軍(PLA)兵士の資格認定が行われた。その結果、3万1152

人の該当者のうち、1万9602人(うち、女性3846人)が有資格者として登録された。政府はCPN-Mの兵站基地管理費やPLA兵士に対する日当の支給を決定している。このため、CPN-Mにとっては、兵士であった期間や年齢要件を欠くため登録を除外された1万1550人の元兵士の処遇が大問題になっている。

これと平行して、国連開発計画(UNDP)は、憲法指導援助ユニット(CASU)を設置し、憲法制定に向けた能力向上プログラム(憲法制定に関する教育・研修など)を開始している。

第2次民主化運動の弾圧者の処罰を目的とする民主化弾圧行為究明高等司法委員会が取りまとめた「ラヤマジ報告書」が暫定内閣と同議会に提出され、暫定議会議長はその一般公開を約束した。同報告に基づく処罰は権力乱用調査委員会(CIAA)に委任され、国王政府時代の複数の元閣僚に対する尋問が開始された。しかし、同報告書は国王の行為について触れていないため、第2次民主化運動の弾圧行為における国王の関与と責任に対するCIAAの今後の判断が注目される。

国王の政治的な動きとして注目を集めたのは、2月18日の「民主主義記念日」に2005年2月1日の国王による国政の全権掌握の合理性を訴える声明が公表されたことである。この国王の声明発表行為そのものに対する批判が国民各層から続出した。その結果、国王の相続財産の国有化および前国王夫妻の所有財産の公益信託化を迅速に進める閣僚級委員会が設置され、接収作業が始められた。

経 済

2006/07年度の実質国内総生産(GDP)の成長率は2.5%にとどまった。これは、農業部門の不振(0.7%増)の影響によるものである。非農業部門の成長率は3.6%であった。国民1人当たり所得は対前年度比0.5%微増の2万7200^{ドル}となった。これは、383^{ドル}(前年度は350^{ドル})に相当する。消費者物価指数は、石油製品の価格引き上げにより7.6%上昇した。同年度の主要産業別のGDP構成比(予測値)は、農業が中心の第1次産業が33.6%(前年度34.7%)、第2次産業が15.9%(同16.3%)、第3次産業が50.5%(同49.0%)であった。

政府は7月、総額1689億9000万^{ドル}(対前年補正後予算比28.2%増)の2007/08年度予算を公表し、制憲議会選挙の実施、平和行程の推進、貧困削減およびインフラ開発投資の3つを重点施策にした。このため、経済再建3カ年計画が策定されたが、そこではNAとCPN-Mとの武力衝突で破壊されたインフラ施設の復興・

表2 就労先国別の出稼ぎ者数

(単位：人)

就労先国・地域	2004/05までの累計	2005/06	2006/07 ¹⁾	計
サウジアラビア	131,683	19,507	30,608	181,798
カタール	148,152	58,233	48,937	255,322
アラブ首長国連邦	63,585	17,184	19,442	100,211
バーレーン	4,853	530	955	6,338
クウェート	8,760	738	1,956	11,454
オマーン	758	77	465	1,300
香港	3,167	176	307	3,650
マレーシア	220,505	84,162	62,948	367,615
大韓民国	5,480	196	683	6,359
その他	4,457	1,389	931	6,777
合計	591,400	182,192	167,232	940,824

(注) 1) 2006年7月から2007年4月までの期間。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2006/07*, 2007, p.78より筆者作成。

再建も重点投資項目に挙げられている。

海外出稼ぎはすでに外貨収入の最重要部門のひとつに成長し、送金総額は2001/02年度の47億5300万ドルから2005/06年度には97億6800万ドルへ倍加した。2006/07年度(最初の8カ月間)の海外就労人口(インドを除く)は16万7232人(表2)、同年度以前の出稼ぎ者を含めた累計では100万人をうかがう勢いにあり、就労先国も107カ国に達した。就労者の安全確保のため、政府は2007年に韓国およびアラブ首長国連邦と労働協定の締結にこぎ着けた。また、政府は、海外の非居住ネパール人(NRN)からの直接投資を奨励する方針を決定している。

原油価格高騰の影響

石油製品の輸入を一元的にとり行っているネパール石油公社(NOC)は、一方的な価格引き上げが国内政治情勢からみて困難なことから、原油輸入価格の急騰分を卸売り価格に十分転嫁しえなかった。このため、同公社の損失額は2006/07年度の1年間だけで31億2000万ドルに達した。石油製品の購入元のインド石油公社(IOC)への支払いが滞るたびに、都市の一般市民の生活が脅かされる結果となった。しかしながら、2007年には、支払いの滞りを理由にしたIOCによる石油製品の売り惜しみに対して、中国から石油製品供給の申し入れが初めて公式に表明され、ネパール政府関係者にとって朗報となった。

石油製品の小売価格上昇により消費量は2006/07年度に対前年度比3%の減少となった。このうち、産業用の需要が主要部分を占めるディーゼル油は同7%の減少、都市の一般家庭用燃料である灯油の消費量は同13%の減少となった。家庭用の天然ガスは逆に15%消費量が増加したが、これは、外国人観光客の急増によるホテル、レストラン部門の活況のためである。

対 外 関 係

制憲議会選挙の実施を梃子にネパールの政治的安定性の回復を期待していたインドやアメリカ、イギリスは、選挙の実施が再三延期されたため大きく期待を裏切られた。さらに、インドにとっては、タライ紛争の激化や、西部開発地区のタライのナルパラーシ郡でインド農民がネパール領内に大規模に越境耕作していることが報じられたことから、タライをめぐる新たな課題が噴出しはじめた。

アメリカは、カーター元大統領が2度来訪し、特に小選挙区と比例代表全国区の議席比率について言及するなど、選挙の実施に大きな関心のあるところを示した。CPN-Mはこの機を逃さず、ブッシュ政権がテロリストからCPN-Mを除外するよう元大統領に働きかけを要請した。なお、アメリカはJTMMもテロリストに指定している。国連は、UNMINを通じたCPN-MおよびNAの武器の登録管理において着実な成果を挙げた。またこれを足がかりに、ネパールにおける平和構築、PLAとNAの将来に関わる安全保障の構想と改革、選挙やタライ問題に関わる国内治安確保の3分野における今後の貢献に意欲を示した。

ブータン難民問題

ブータン領内に居住していたネパール人排斥に端を発するブータン難民問題は、発生からすでに17年が経過した。ネパール領内7カ所のキャンプ地に収容されているブータン難民は10万7000人といわれる。2007年5月、1万5000人の難民が「大行進」して祖国へ帰還する計画によりインドに向けて出発したところ、国境を挟んでインドの警官隊と衝突し死傷者がでる事件に発展した。これを契機に、アメリカに続いて、カナダ、オーストラリア、デンマーク、オランダからも難民の受け入れ表明があり、全体で数万人規模になると見込まれている。アメリカは、2011年までに6万人規模で受け入れる用意があるとし、15歳以上の者で難民キャンプに10年以上収容されている者を優先する方針を打ち出している。ブータン難

民のリーダーであり人権問題専門家のリサールは、ブータン難民問題の本質的解決策は第三国移住ではなく、本国帰還であるとしており、第三国移住対象要件から除外されている人々の動向が注目される。

2008年の課題

コイララ首相は、2008年の年明け早々に4月10日を制憲議会選挙の投票日とすると発表した。しかし、2007年1月に勃発したマデシの自治権拡大要求運動は1年を経てさらにエスカレートし、「マデシ単独自治州」の要求にまで拡大した。首相はこの要求を国家の統一を脅かすものとして拒否する姿勢を貫いた。選挙の投票日は迫る一方であり、主要政党は比例代表全国区の候補者名簿に定数と同じ335人の名前を登載するなど選挙戦の対応に追われはじめた。他方、マデシの運動組織のなかからは、選挙ボイコットの声も出始めた。特に、統一マデシ民主戦線(UDMF、MJFとNSP-Aとタライ・マデシ民主党[TMLP]の3者で2008年2月に結成)は、2月中旬から16日間にわたるバンダを強行し、一時期タライは騒然とした空気に包まれたが、2月末に政府との間で8項目合意が成立した。また、3月1日には、タライの少数民族グループで組織する連邦共和国戦線(FRNF)とも共和制移行を含む5項目合意に達し、抗議行動に終止符が打たれた。

これを境に選挙実施の気運が高まり、各党はいっせいに選挙態勢に入った。2008年は、この選挙で有権者がどのような判断を行い、またその結果を踏まえて各政党がどのような政権構想によって有権者に応えていくかが問われることになる。

首相は選挙の投票日を公表する前日に内閣改造を行い、NCの中央執行委員で長女のスジャタ・コイララを無任所大臣(所属は首相府)に任命した。これは制憲議会選挙後の首相自らの後継者をにらんだ人事とみられる。しかし、王制支持や1990年憲法の復活を公言してはばからないスジャタの言動に対して主要政党や国民の間から批判が続出しており、選挙後のスジャタの役割が注目される。

(日本大学教授)

1月1日 ▶市民団体、暫定憲法の早期制定を求め首相私邸前に座りこみ。逮捕者多数。

▶ネパール弁護士会、司法の独立性を求め暫定憲法(案)の修正提起。5日最高裁(SC)大法廷も同趣旨の暫定憲法(案)修正が必要と表明。

10日 ▶8党(ネパール・ कांग्रेस党(NC)、ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派(CPN-UML)、ネパール・ कांग्रेस民主党(NC-D)、ネパール友愛党アナンディデヴィ派(NSP-A)、ネパール労働党(NWPP)、ネパール人民戦線(PFN)、統一左派戦線(ULF)の7党およびネパール共産党毛沢東主義派(CPN-M))、暫定議会指名議員(48人)を決定。

13日 ▶李鉄映中国全人代常務委員会副委員長、来訪(～16日)。15日首相と会談。

15日 ▶暫定議会、暫定憲法承認。即日公布。

16日 ▶マデシン権フォーラム(MJF)、暫定憲法に反対しゼネスト呼びかけ。

17日 ▶国連平和顧問団、CPN-M が保有する武器の登録および管理作業を開始。

18日 ▶首相、最高裁長官を認証。

▶政府、CPN-M に7000万^{ドル}交付。

19日 ▶MJF と CPN-M、シラハ郡下で衝突。死者1人。各地に紛争拡大し、22日政府はタライ紛争調査委員会を設置。

▶アーバー国連人権高等弁務官、来訪(～24日)。20日に首相と会談。

23日 ▶国連安保理、12カ月間のネパールミッション(UNMIN)派遣決議を採択。

31日 ▶首相、テレビ演説で、対話による紛争解決と制憲議会選挙後の共和制移行を表明。

2月2日 ▶政府、MJF やタライ人民解放戦線(JTMM)と協議のため高級委員会を設置。

7日 ▶首相、タライ地域の小選挙区数およ

び比例区定数を増やす暫定憲法修正案を提示。

8日 ▶政府、民主化運動弾圧行為究明高等司法委員会(ラヤマジ報告)が告発した者の処分を権力乱用調査委員会(CIAA)に委任。

13日 ▶CPN-M 議長、首都で初の街頭演説。

17日 ▶ヒンドゥー原理主義活動家、首都で街頭行動。21日にヒンドゥー国家化を訴え。

18日 ▶国王、「民主主義記念日」声明発表。

19日 ▶UNMIN、CPN-M 保有の武器登録を完了。20日兵站基地外の武器登録を開始。

20日 ▶政党と市民団体、国王声明に反発。学生・市民団体は首都で抗議の座りこみ。

26日 ▶政府、国王が即位により相続した財産国有化のため高級委員会の設置を決定。

▶政府、CPN-M 人民解放軍(PLA)の維持に月5000万^{ドル}、兵士に日当60^{ドル}支給決定。

3月1日 ▶ムカルジー・インド大使とモイアティ米大使、CPN-M 議員の入閣を控え会談。

6日 ▶MJF、無期限ゼネストに突入。

9日 ▶暫定議会、制憲議会後の共和制と小選挙区比例代表制を含む暫定憲法修正案可決。

▶UNMIN と合同監視調整委員会(JMCC)、第1期 CPN-M 武器登録報告書を政府に提出。

16日 ▶MJF、警官隊と衝突。負傷者25人。

19日 ▶ネパール商工会議所連合会(FNCCI)、産業活動の安全確保求め無期限スト突入。政府の説得を受け入れ20日解除。

20日 ▶政府、タライ地域の議員定数改定のため選挙区区画委員会(ECDC)を設置。

21日 ▶MJF とマデシン解放戦線(MRMM)、ラウタハト郡下で衝突。死傷者多数。22日 CPN-M 議長は政府に MJF の非合法化を要求。23日政府は高級調査委員会を設置。

30日 ▶8党、閣僚人事、閣僚会議運用規則、政党間協力協議会設置で合意。

▶ JTMM(ジャワラ・シン派), タライ先住民の自治を求め、マデシに選挙協力呼びかけ。

4月1日 ▶ 暫定議会, コイララを首相に指名。コイララ内閣発足。CPN-M から入閣 5人。

▶ 首相, インド訪問(～6日)。2日マンモハン・シン・インド首相と会談。3～4日第14回南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議に出席, 4日ワンチュック・ブータン首相と難民問題を協議。

5日 ▶ 政府, 制憲議会選挙を6月20日までに実施すると発表。

9日 ▶ 政府, タライ先住民との交渉に当たる3人委員会(代表は平和・復興相)設置。

10日 ▶ UNMIN, 国軍(NA)の武器登録と管理作業を開始。

12日 ▶ ECDC, 小選挙区と比例区各240, 閣僚会議推薦17, 計497定数案を提出。

16日 ▶ CPN-M 議長, 制憲議会選挙投票日前に暫定議会による共和制宣言を要求。

17日 ▶ タライ出身議員26人, ECDC の定数改定案の無効を求める共同声明を発表。

18日 ▶ CPN-M 議長, 暫定議会が共和制宣言するなら来年6月まで選挙延期可能と発言。

24日 ▶ 第2次民主化運動を記念する「ロクタントラ(民主主義)の日」の行事開催。

5月2日 ▶ 青年共産主義者連盟(YCL), バルディヤ郡下で武装警察と衝突。負傷者多数。

4日 ▶ CIAA, ジャヒ元内相, ダカル元情報・通信相を尋問。28日タバ元国軍参謀長も。

9日 ▶ YCL, ダーン・デウクリ郡下で警官隊と衝突。負傷者多数。10日 CPN-M 議長は同事件を遺憾とし, 同党関係者の処分を約束。

13日 ▶ CPN-M, 共和制宣言を含む暫定憲法修正案を議会に提案。同内容の100万人署名を暫定議会議長に提出。

▶ YCL, バーンケ郡下で警官隊と衝突。

負傷者28人超。15日カンチャンプル郡庁舎を襲撃。各地の元国王の彫像を破壊。

14日 ▶ 国家計画委員会(NPC), 過去10年の国内紛争損害額を51.1億^{US}超と試算。

17日 ▶ 政府, チベットとの貿易促進のため, 高級レベル委員会設置で中国と合意。

18日 ▶ CPN-M 議長, 主要政党は共和制宣言支持で合意。反対はNCのみと批判。

19日 ▶ CPN-UML 幹部, ラヤマジ報告が国王の責任に触れていない点を公表し批判。

21日 ▶ 政府, 元 PLA への俸給支払い決定。

28日 ▶ ネパール共和制教育フォーラム(NREF), 17日からのスト解除で学校再開。3万5000校, 児童780万人に影響。

31日 ▶ 8党, ECDC 報告の見直し, 暫定憲法の第2次修正, 11月中旬～12月中旬の制憲議会選挙, 投票日は閣議で決定等, 11項目合意に署名。

6月1日 ▶ MJF, 第1回政府協議で国家制度再編を含む26項目の要求を提出。

4日 ▶ 全国マデシ解放戦線(MNLF), タライ地域で7日から1カ月間の情宣活動提起。

13日 ▶ カーター元米大統領, 来訪(～16日)。14日に首相, 15日に CPN-M 幹部と会談。

▶ 暫定議会, 暫定憲法第2次修正案可決。

14日 ▶ 暫定議会, 小選挙区比例代表混合方式を含む制憲議会選挙法案可決。

17日 ▶ 首相, 制憲選挙までに国王と皇太子の自主退位による儀礼的王制存続の途を示唆。

24日 ▶ 政府, 制憲議会選挙の投票日を11月22日と決定。

25日 ▶ 民主主義と平和の市民運動(CMDP), 確実な選挙実施を求め6項目提案。

26日 ▶ 政府, 拉致被害者調査委員会を設置。国際赤十字の協力で6カ月間活動の予定。

29日 ▶ 選挙管理委員会(EC)委員長, 自由で公正な選挙が実施できる状況にないと表明。

7月3日 ▶政府、アラブ首長国連邦と労働協定締結。

4日 ▶首相、暫定議会で2064（2007/08）年度国政演説。

7日 ▶CPN-M 議長、国王誕生日の式典は暫定憲法の精神に反する策動と厳しく批判。

10日 ▶EC、制憲議会選挙施行規則を公布。

13日 ▶EC、投票日（11月22日）までの選挙実施要領を公表。選挙運動期間は41日間。

16日 ▶ラウタハト郡事件（3月21日発生）高級調査委員会、政府に報告書を提出。

18日 ▶JTMM（ジャワラ・シン派）、シラーハ郡下の村落開発委員会（VDC）事務局長を殺害。

20日 ▶ムカルジー・インド大使とホール・イギリス大使、CPN-M 議長と個別会談。

21日 ▶政府、国連アジア・太平洋地域平和・軍縮センターのカトマンドゥ移転を受諾。

22日 ▶国軍参謀長、イギリス訪問（～30日）。

23日 ▶政府、韓国と労働協定締結。

24日 ▶イエチュリ（インド共産党 [マルクス主義] 政治局員）、CPN-M を表敬。インドは王と国軍が支配するネパール像を払拭すべきと発言。

27日 ▶マーチン UNMIN 代表、国連安保理にネパール和平行程を報告。

31日 ▶マハビール・ブン、2007年度マグサイサイ賞受賞。ネパール人で4人目。

▶木村防衛副大臣、来訪（～8月2日）。2日に首相表敬。

8月2日 ▶ヤダヴ森林・土壌保全相、辞意表明。CPN-M 議長の拒否で3日撤回。

3日 ▶暫定議会、ラヤマジ報告の提出を受け国民への公表を決定。

▶政府、新国歌を制定（歌詞は一般公募）。

4日 ▶政府とネパール先住民連合（NFIN）、59（さらに30追加を検討）の各指定民族に制

憲議会の議席を最低1配分することで合意。

6日 ▶NSP-A、閣外協力へ方針を転換しマハト工業・商業・供給相の引揚げを表明。

7日 同相が拒否し、9日閣外協力への転換撤回。

9日 ▶暫定議会、総額1690億^{ルピー}の2064（2007/08）年度予算案可決。

17日 ▶暫定議会、制憲議会選挙裁判法可決。

18日 ▶8党、党首会談。CPN-M は共和制宣言を含む18項目を提案。20日向こう2カ月間の22項目要求運動を公表。

▶ダリット闘争合同委員会（JDSC）、制憲議会議員と政府職員^のの最低20%の枠配分要求。

21日 ▶政府、国王所有財産国有化委員会を発足させ、15日間の予定で作業に着手。24日国王は首都郊外のナガルジュン宮に移動。

24日 ▶CPN-M 議長、来年4月まで選挙延期を提起。

27日 ▶ECDC、選挙区改定案を政府に提出。

30日 ▶政府、MJF と22項目合意に署名。

9月2日 ▶首都同時爆破事件で負傷者多数。

4日 ▶CPN-M 議長、共和制宣言のため暫定議会召集を請求。

▶CPN-M と CPN-UML とネパール共産党統一センター（マサル派）（CPN-UC）、左派の統合および統一戦線の結成を協議。

5日 ▶NC、選挙後の民主共和制への移行およびNC-D との統合を執行部決定。

▶NC-D、NC との統合を執行部決定。

16日 ▶カピルバストゥ郡下で反CPN-M 運動指導者の殺害から暴動発生。死傷者多数。

18日 ▶CPN-M 所属4閣僚、辞職。

19日 ▶8党、連合を維持することで合意。

25日 ▶NC と NC-D、統一ネパール・コンGRESS党（UNC）を結成。26日に共和制移行を含む選挙公約を新党の統一総会で承認。

10月1日 ▶カピルバストゥ郡衝突事件被害者、

政府に緊急救援を要求し無期限スト突入。

3日 ▶アメリカ、インド、中国各大使、首相との個別会談で選挙延期の回避を建言。

5日 ▶新7党(NCとNC-Dの合併で8党から1党減)、制憲議会選挙の延期を決定。

▶インド外務省、再三の選挙延期は民主化プロセスの信頼性と正当性を損ねると論評。

▶バーラ郡下で報道人拉致事件が発生(バーラ郡事件)。

7日 ▶ネパール報道人連合(FNJ)、バーラ郡事件の被害者探索調査団を派遣。

9日 ▶CPN-M議長、共和制と完全比例制が不承認なら、新7党の連合解消と発言。

10日 ▶シャム・サラン・インド首相特使、来訪(～12日)。首相、主要政党幹部と会談。

11日 ▶暫定議会、共和制宣言等を求めたCPN-Mの請求による特別議会招集。

14日 ▶インド、対ネパール政策見直し着手。

16日 ▶政府、バーラ郡事件調査団を設置。

18日現地調査を開始。

27日 ▶首相、来年2～3月の選挙実施提案。

28日 ▶CPN-M、バーラ郡事件調査委員会を設置し、関与否定の独自調査へ。

31日 ▶ムカルジー・インド大使、首相およびCPN-M幹部と政治情勢について個別会談。

11月1日 ▶国家人権委員会(NHRC)、バーラ郡事件で郡のCPN-M関与認める報告書公表。

4日 ▶暫定議会、制憲議会前の共和制案と制憲議会選挙の完全比例制案を単純多数可決。

5日 ▶CPN-M、バーラ郡事件で郡の同党員の関与認める調査結果を公表。

6日 ▶FNJ、バーラ郡事件で全国抗議行動。

8日 ▶首相、選挙は本年度内に実施と発言。

14日 ▶政府、UNMINの2008年1月22日から6カ月間の派遣延長を承諾。

18日 ▶CMDP、暫定議会による共和制宣言と選挙投票日の早期決定を要望。

21日 ▶カーター元米大統領、今年2度目の来訪(～24日)。首相ほか各界首脳と会談。

▶包括的和平協定(CPA)締結1周年記念。

26日 ▶NPC、開発3カ年計画(案)を公表。

29日 ▶CPN-M、NAの民主化およびPLAとNAとの統合を提案。

30日 ▶王家瑞中国共産党中央対外連絡部長、来訪(～12月4日)。政府首脳らと会談。

12月1日 ▶UNCとCPN-M、11月4日の暫定議会議決後の対応方針を協議。

5日 ▶EC委員長、選挙実施の意思がないなら政治家は選挙を口にするなかれと苦言。

7日 ▶MJF(ヤダブ派)とNSP-A、新マデシ戦線を結成。MJF(グプタ派)はダリット・ジャナジャティ党(DJP)等と別の戦線を結成。

8日 ▶CPN-M幹部、CPN-Mが過半数を取らない選挙は意味なしと発言。

10日 ▶マデシ出身のタクル環境・科学・技術相(NC)と暫定議会議員3人、辞任。ほかに5議員が所属政党の役員を辞任。

11日 ▶政府、CPA実績評価委員会を設置。

▶UNMIN、政党関係者をPLA兵站基地管理状況視察に招待。

14日 ▶新7党、選挙の期日と方法および共和制移行手続きなどで基本合意成立。

17日 ▶CPN-UML書記長、次回選挙は首相にとって最後のチャンスと発言。

23日 ▶新7党、23項目合意に署名。

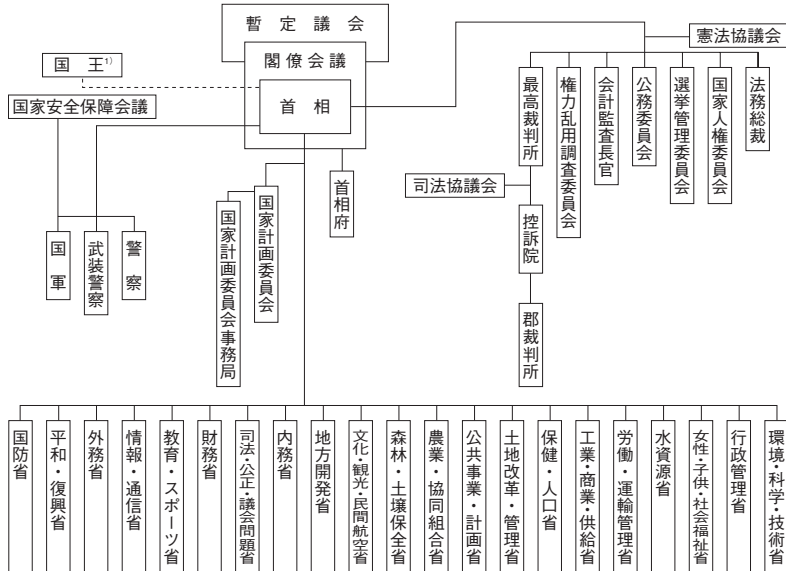
28日 ▶暫定議会、「連邦民主共和制国家」条項を含む暫定憲法修正案可決。

▶タクル元環境・科学・技術相、トライ・マデシ民主党(TMLP)を結成。

30日 ▶CPN-M、暫定政権の閣内協力復帰。

31日 ▶ヤダブMJF代表、トライの自治政府を求め暫定憲法第4次修正を要求。

① 国家機構図 (2007年12月末現在)



(注) 1) 暫定憲法(2007年1月15日公布)第159条において、国王は何ら国権を有しない旨、規定されている。

② 閣僚名簿および所属政党 (2007年12月末現在)

首相(兼)国防 Girija Prasad Koirala (NC)
大臣
平和・復興 Ram Chandra Poudel (NC)
外務 Sahana Pradhan (CPN-UML)
情報・通信
Krishna Bahadur Mahara (CPN-M)
教育・スポーツ
Pradeep Nepal (CPN-UML)
財務 Ram Sharan Mahat (NC)
司法・公正・議会問題
Narendra Bikram Nemwang (NC-D)
内務 Krishna Prasad Sitaula (NC)

地方開発 Dev Prasad Gurung (CPN-M)
文化・観光・民間航空
Prithvi Subba Gurung (CPN-UML)
森林・土壌保全
Matrika Prasad Yadav (CPN-M)
農業・協同組合
Chhabi Lal Biswokarma (CPN-UML)
公共事業・計画
Hisila Yami (CPN-M)
土地改革・管理
Jagat Bahadur Bogati (ULF)
保健・人口
Giriraj Mani Pokhrel (PFN)
工業・商業・供給
Shyam Sundar Gupta (NSP-A)

労働・運輸管理 Ramesh Lekhak (NC-D)
 水資源
 Gyanendra Bahadur Karki (NC-D)
 女性・子供・社会福祉
 Pampha Bhusal (CPN-M)
 行政管理
 Ram Chandra Yadav (CPN-UML)
 環境・科学・技術
 Farmullah Mansoor (NC)
 国務大臣
 司法・公正・議会問題

Indra Bahadur Gurung (NC-D)
 教育・スポーツ
 Mahendra Singh Rathore (CPN-UML)
 保健・人口 Shashi Shrestha (PFN)
 (注) 所属政党は以下のとおり。NC：ネパール・
 コンGRESS党, CPN-UML：ネパール
 共産党統一マルクス・レーニン主義派,
 CPN-M：ネパール共産党毛沢東主義派,
 NC-D：ネパール・コンGRESS民主党,
 ULF：統一左派戦線, PFN：ネパール人
 民戦線, NSP-A：ネパール友愛党アナン
 ディデヴィ派。

③ 暫定議会の党派別議席数(2007年1月15日暫定議会発足時)

政 党 名	議席数
ネパール・コンGRESS党(NC)	85
ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派(CPN-UML)	83
ネパール共産党毛沢東主義派(CPN-M)	83
ネパール・コンGRESS民主党(NC-D)	48
国民民主党(RPP)	8
ネパール友愛党アナンディデヴィ派(NSP-A)	6
ネパール人民戦線(PFN) ¹⁾	9
ネパール労農党(NWPP)	4
統一左派戦線(ULF)	3
合 計	329

(注) 1)ネパール人民戦線は, Amik Sherchan 派4議席, Chitra Bahadur KC 派3議席, Cjitra BahadurAle 派2議席の会派に分立している。

④ 暫定議会議長および副議長

議長
 Subash Chandra Nemwang (CPN-UML)
 副議長 Chitra Lekha Yadav (CPN-M)

⑤ 制憲議会選挙の定数(2007年12月28日第3次修正暫定憲法)

小選挙区定数計 240
 比例代表定数計 335
 閣僚会議指名定数 26
 総定員数 601

主要統計

ネパール 2007年

1 基礎統計

	2002/03	2003/04	2004/05	2005/06 ¹⁾	2006/07 ²⁾
人口(100万人)	24.20	24.74	25.30	25.86	26.44
為替レート(1ドル=ルピー)	77.83	73.97	71.05	71.50	71.06

(注) 1)修正値。2)暫定値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2006/2007*, Statistical Table 1.12.

2 支出別国内総生産(2000/01年固定価格)

(単位：100万ルピー)

	2002/03	2003/04	2004/05	2005/06 ¹⁾	2006/07 ²⁾
消費支出	421,043	428,452	446,957	472,973	482,349
政府部門	42,652	46,397	46,973	47,352	47,570
民間部門	371,421	374,057	392,219	417,245	425,422
非営利部門	6,970	7,998	7,765	8,377	9,357
総資本形成	90,298	106,047	114,371	113,489	106,521
政府固定資本形成	13,218	12,458	13,389	13,417	13,375
民間固定資本形成	74,852	78,491	78,038	88,031	89,333
在庫変動	2,229	15,098	22,944	12,042	3,813
財・サービス輸入	124,734	135,323	144,647	153,987	140,679
財・サービス輸出	72,881	81,828	79,344	77,436	74,476
国内総生産(GDP)	459,488	481,003	496,026	509,911	522,666

(注) 1)修正値。2)暫定値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2006/2007*, Statistical Table 1.8.

3 産業別国内総生産(2000/01年固定価格)

(単位：100万ルピー)

	2002/03	2003/04	2004/05	2005/06 ¹⁾	2006/07 ²⁾
農業・林業・漁業	165,761	173,734	179,811	181,811	183,001
鉱業・採石	2,040	2,031	2,169	2,334	2,474
製造業	36,380	37,163	38,136	38,898	39,737
電気・ガス・水道	10,274	10,693	11,117	11,522	11,893
建設業	27,798	27,701	28,503	30,583	31,042
卸小売・ホテル・飲食業	70,289	78,021	73,219	76,075	74,526
運輸・倉庫・通信	35,825	38,509	39,272	40,982	44,305
金融・不動産・賃貸業	44,302	44,376	50,657	53,665	58,290
公務・国防	8,070	8,019	8,551	9,140	9,469
教育	23,913	25,138	27,606	28,345	29,929
保健・社会サービス	17,474	19,442	19,592	21,029	22,089
国内総生産(GDP)	459,488	481,003	496,026	509,911	522,666
実質GDP成長率(%)	3.9	4.7	3.1	2.8	2.5

(注) 1)修正値。2)暫定値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2006/2007*, Statistical Table 1.2 および Table 1.4.

4 対外貿易

(単位：100万ルピー)

	区分 ¹⁾	対インド	対インド以外	合計
2004/05	輸出	38,916.9	19,788.8	58,705.7
	輸入	88,675.5	60,798.1	149,473.6
2005/06	輸出	40,714.7	19,519.4	60,234.1
	輸入	107,143.1	66,637.2	173,780.3
2006/07 ²⁾	輸出	27,762.9	12,222.7	39,985.6
	輸入	72,125.0	42,566.2	114,691.2

(注) 1) 輸出はF.O.B., 輸入はC.I.F.。 2) 2006年7月16日から2007年3月15日の暫定値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2006/2007*, Statistical Table 6.1.

5 国際収支

(単位：100万ルピー)

	2003/04	2004/05	2005/06	2006/07 ¹⁾
貿易収支	-77,681.6	-85,762.1	-110,058.4	-70,434.9
輸出(F.O.B.)	55,228.3	59,956.1	61,482.4	41,534.4
輸入(C.I.F.)	-132,909.9	-145,718.2	-171,540.8	-111,969.3
サビス収支(純)	9,074.9	-2,034.2	-6,818.3	-3,600.8
所得収支	-1,683.9	1,636.5	4,955.5	1,391.4
移転収支	84,888.6	97,704.4	126,145.7	83,090.3
経常収支(贈与除く)	-4,959.8	-9,527.3	-4,626.6	-3,033.6
経常収支(贈与含む)	14,598.0	11,544.6	14,224.5	10,446.0
資本収支	1,452.2	1,573.6	3,107.0	2,412.8
金融勘定	-21,540.1	-25,536.9	-1,324.4	3,123.9
その他資本・誤差脱漏	25,587.2	18,098.1	13,086.2	5,047.7
総合収支	20,097.3	5,679.4	29,093.3	21,030.4

(注) 1) 2006年7月16日から2007年3月15日の暫定値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Economic Survey 2006/2007*, Statistical Table 6.9.

6 国家財政

(単位：100万ルピー)

	2005/06	2006/07 ¹⁾	2007/08 ²⁾
総歳入	72,282.1	86,135.5	103,667.3
税収	57,427.0	70,046.2	80,962.2
非税収	13,341.5	14,844.0	21,349.6
元本償還	1,513.6	1,245.3	1,355.5
総歳出	110,889.2	131,851.0	168,995.6
経常支出	67,017.8	80,331.1	98,172.5
資本支出	29,606.6	36,379.9	55,261.7
元本返済	14,264.8	15,140.0	15,561.4
財政収支(贈与除く)	-38,607.1	-45,715.5	-68,328.3
財政収支(贈与含む)	-24,779.6	-29,769.5	-37,867.4
財政赤字補填			
外国借款	8,214.3	10,331.0	17,367.4
国内借入	11,834.2	17,900.0	20,500.0
現金残高	-4,731.1	-1,538.5	-

(注) 1) 修正値。 2) 暫定値。

(出所) Government of Nepal, Ministry of Finance, *Budget Speech the Fiscal Year 2007/08*, Annex-1.